

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第四十六号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

園芸作物等の産地におけるイノベーションを促進し農業経営の発展を推進するための事務等を地方機関において行うため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年六月二十三日